

○阿波市入札・契約情報公表要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(以下「工事」という。)等の入札及び契約に関する情報の公表に関し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)、地方自治法(昭和22年法律第67号)、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)及び阿波市財務規則(平成17年阿波市規則第37号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(発注の見通しに関する事項の公表)

第2条 市長は、毎年度4月1日以後延滞なく、当該年度に発注することが見込まれる工事(予定価格が250万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事であって市の行為を秘密にする必要があるものを除く。)に係る次に掲げるもの見通しに関する事項を建設工事発注情報(様式第1号)及び建設コンサルタント業務等発注情報(様式第1号の2)により公表するものとする。

- (1) 工事名、工事箇所、工期、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行う時期(随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期)

2 前項の規定による公表は、当該年度の3月31日までとし、少なくとも毎年度1回、10月1日を目途として発注の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項についても、同様に公表するものとする。

(競争入札参加資格等の公表)

第3条 市長は、次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、延滞なく、当該事項を公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

- (1) 自治令第167条の5第1項に規定する一般競争入札及び自治令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに当該資格を有する者の名簿
- (2) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

(入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

第4条 市長は、一般競争入札を行うときは、入札公告後、当該工事ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を入札予告表(様式第2号)、入札概要書等により公表するものとする。

- (1) 工事名及び工事箇所
- (2) 入札日時又は開札日時
- (3) 設計金額
- (4) 一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格
- (5) 総合評価落札方式により入札を行う場合における当該入札を行う理由及び落札者決定基準

- 2 市長は、指名競争入札を行うときは、指名通知後、当該工事ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を入札予告表(様式第2号)、入札概要書等により公表するものとする。
 - (1) 工事名及び工事箇所
 - (2) 入札日時
 - (3) 設計金額
 - (4) 総合評価落札方式により入札を行う場合における当該入札を行う理由及び落札者決定基準
- 3 市長は、競争入札を行ったときは、落札者決定後、当該工事ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を入札結果表(様式第3号、様式第4号)、選定過程表(様式第5号、様式第6号)及び落札者決定理由書(様式第7号)により公表するものとする。
 - (1) 工事名及び工事箇所
 - (2) 入札日時又は開札日時
 - (3) 入札参加者の商号又は名称及び入札金額
 - (4) 入札参加資格又は指名理由
 - (5) 一般競争入札に参加しようとした者のうち、当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその理由
 - (6) 落札者の商号又は名称及び落札金額
 - (7) 予定価格
 - (8) 最低制限価格、調査基準価格及び失格基準価格
 - (9) 総合評価落札方式により入札を行った場合における落札者決定理由
 - (10) 自治令第167条の10第1項(自治令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由及び自治令第167条の10の2第2項(自治令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
 - (11) 最低制限価格を設け、最低の価格をもって入札をした者以外の者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって入札した者の商号又は名称
- 4 前項の規定(第4号、第5号、第9号及び第10号を除く。)は、随意契約において見積合せを行った場合に準用するものとする。
- 5 市長は、工事の契約を締結したときは、当該工事ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を契約結果表(様式第8号、様式第9号)により公表するものとする。
 - (1) 契約の相手方の商号又は名称及び所在地
 - (2) 工事名、工事箇所、種別及び概要
 - (3) 工期
 - (4) 契約金額
 - (5) 随意契約(自治令第167条の2第1項第1号、第3号及び第4号に該当するものを除く。)を行った場合における契約の相手方を選定した理由
- 6 市長は、前項の工事について契約金額の変更を伴う契約変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る同項第2号から第4号までに掲げる事項及び変更の理由を契約結果表

により当該事項を公表するものとする。

7 前各項の規定による公表は、当該年度の翌年度の3月31日までとする。

(業務委託等に係る契約の公表)

第5条 業務委託、物品購入等に係る契約の公表については、第3条及び前条の規定を準用するものとする。ただし、業務委託のうち工事に係る業務委託等（測量、調査、設計、維持管理業務等）については、工事に準じて公表するものとする。

(指名停止業者の公表)

第6条 市長は、阿波市建設業者指名停止措置要綱(平成17年阿波市告示第15号)第1条の規定に基づく指名停止を行ったときは、指名停止措置簿(様式第10号)により当該情報を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、当該年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、公表満了日に指名停止措置が継続中の場合は、指名停止措置満了日までとする。

(特定随意契約の公表)

第7条 市長は、自治令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による随意契約(以下「特定随意契約」という。)を行う場合は、毎年度4月1日を目途に、特定随意契約発注情報(様式第11号)により規則第114条の2第1号に規定する事項を公表するものとする。

2 市長は、特定随意契約を締結する前に、特定随意契約発注予定(様式第12号)により規則第114条の2第2号に規定する事項を公表するものとする。

3 市長は、特定随意契約を締結した後に、特定随意契約締結状況(様式第13号)により規則第114条の2第3号に規定する事項を公表するものとする。

4 前各項の規定による公表は、当該年度の翌年度の3月31日までとする。

(閲覧所の設置及び公表の方法)

第8条 市長は、阿波市役所に閲覧所を設け、第2条から第7条までに規定する事項を、当該閲覧所において閲覧に供するほか、必要に応じて阿波市ホームページに掲載するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(測量、建設コンサルタント業務に係る入札・契約情報の公表に関する要綱の廃止)

2 測量、建設コンサルタント業務に係る入札・契約情報の公表に関する要綱(平成17年阿波市告示第18号)は、廃止する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。